

〔水鏡仁明〕承和九年七月十五日に、嵯峨法皇うせさせ給ひにき、當代の御ち、におはします。十七日平城天皇の御子に阿保親王と申し人、嵯峨のおほぎさきの御もとへ、御せうそくをたてまつりて申給ふやう、東宮のたちはきこはみねと申ものまできて、太上法皇すでにうせさせ給ひぬ、世中のみだれいでき侍りなんす、東宮を東國へわたしたてまつらんと申よしをつけ申給ひしかば、忠仁公○藤原貞房の中納言と申ておはせしを、后より申させ給ひて、阿保親王の御ふみをみかせにたてまつり給ひき、この事こはみねと但馬權守橋逸勢とはかれりける事にて、東宮は志り給はざりけり、廿四日に事あらはれて、廿五日に但馬權守を伊豆國へつかはし、こはみねをおきへつかはす、又中納言よしの宰相あきつなせながされにき、○中略 東宮おそりおぢ給ひて、太子をのがれんと申給ひしかば、みかせこの事はこはみねひとりが思ひたちつることなり、東宮の御あやまりにあらず、とかくおぼすことなかれとて、たゞものやうにておはしまさせき。○中略 八月三日みかせ冷泉るんに行幸ありて、すゝませ給ひしに、東宮もやがてまるらせ給ひたりしに、いづかたよりもなくてふみをなげいたりき、こはみねが東宮ををしへたてまつりたることもありしかば、にはかに東宮の宮づかさたちはきおもと人など百餘人どらへられて、東宮を淳和院へかへしたてまつりて、四日當代の第一親王を東宮にたて申給き、文德天皇これにおはします。

〔三代實錄光孝四十六〕元慶八年九月廿日丁丑、恒貞親王薨、不任葬司、以喪家不經奏聞殯殮既訖也、皇帝不視事三日、親王者淳和太上天皇之第二子也、母太皇大后諱正子、嵯峨太上天皇之女焉、天長十二年立爲皇太子、承和九年廢皇太子、依橘逸勢、帶刀舍人伴健岑、反逆之謀也、嘉祥二年正月授三品、恒貞出家爲沙門、名曰恒寂、崇信佛道精進持戒、無病而薨、時年六十、遺命薄葬務從率儉、
〔光嚴院御記〕元弘元年十月廿一日癸亥、以通顯卿、自内親王立坊事被申之、十一月八日己卯、立太